

○志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地保存管理委員会設置要綱

平成27年 9 月 3 日教育委員会告示第12号

改正

平成29年11月 8 日教委告示第16号

平成30年 3 月31日教委告示第 5 号

志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地保存管理委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 国指定天然記念物志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地（以下「ゲンジボタル生息地」という。）に係る保存、管理等に関して、志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地保存管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、ゲンジボタル生息地の保存及び管理、整備等に関し、山ノ内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提案・助言をするとともに、志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地保存管理計画書（以下「計画書」という。）に定めのない課題や新たに発生した課題等への対応方策を検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員の交代が必要な場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議及び現地視察は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習係において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月8日教委告示第16号)

この告示は、平成29年11月8日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日教委告示第5号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。